

# 1 情報公開審査会の答申

情審第2号

令和5年(2023年)6月20日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書不存決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)11月24日付け事業第245号で諮問(諮問第35号)のあった公文書不存決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、「神奈川県競輪主催者連絡協議会へ納付した分担金に係る文書（納付日が確認できる文書を含む。）」を請求対象文書として特定した上で、改めて公開又は非公開の決定を行うことが適当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和4年8月15日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「小田原市がF I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金（令和3年度分及び令和4年度分）を納付したことが分かる書類。（納付日がわかる書類を含む）」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年8月26日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「小田原市は、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会に対し、分担金を納付していないため。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年9月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年9月22日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年9月27日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年10月5日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、反論書は提出しなかった。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年11月24日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「J C 協議会」という。）への分担金納付に係る公文書の公開を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) J C 協議会規則では、第2条の目的に、「J C 協議会は、F I ジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者（以下「会員」という。）相互の緊密な連絡を図り相互提携してF I ジャパンカップの円滑な運営と発展を期することを目的とする。」とし、第9条の経費に、「J C 協議会の経費は次に掲げるものをもってこれに充てる。(1)分担金(2)その他の収入」とし、第10条の分担金に、「前条の分担金については、一年度一会員10万円とする。」とし、第11条の協賛金に、「J C 協議会は、F I ジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し1開催10万円を協賛金として支出する。」としている。
- (2) 会員である小田原市はJ C 協議会への分担金を一年度10万円支出しているはずである。
- (3) 小田原市では直近2回の分として、令和元年6月17日と令和3年7月16日を初日とするF I ジャパンカップが開催されている。
- (4) 令和元年6月17日の開催時には、平成31年3月25日に小田原競輪開催執務委員長が10万円を受領し、令和2年3月31日に調定しており、令和3年7月16日の開催時には、経緯等は不明であるが、小田原市が自ら受け取るべき協賛金10万円を委託事業者に支払うよう協議会へ依頼したとのことである。
- (5) 会員の分担金を原資とした協賛金の支出を受けていることからしても、小田原市が会員であることは明らかであり、「分担金を納付していない」ということはあり得ない。
- (6) よって公文書不存在という決定は誤りである。

## 第6 実施機関の主張の要旨

### 1 弁明書の要旨

小田原市は、J C 協議会の会員として加盟しているが、全国競輪施行者の内、7

施行者で構成する南関東競輪者連絡協議会（以下「南関東協議会」という。）が、小田原市を含めた7施行者の分担金を負担しているため、小田原市は分担金を納付していない。

- 2 令和5年1月19日に実施した実施機関への聴き取りによる実施機関主張の要旨
  - (1) F I ジャパンカップを開催する施行者に対し、J C 協議会から10万円の協賛金が支払われているが、これはJ C 協議会に加盟している12施行者のうち、7施行者で構成する南関東協議会及びその他5施行者からの分担金を原資としている。
  - (2) 南関東協議会においては、神奈川県内の競輪施行者3者（川崎市、平塚市及び小田原市）で構成する神奈川県競輪主催者連絡協議会（以下「神奈川県協議会」という。）、静岡県内の競輪施行者2者（伊東市及び静岡市）で構成する静岡県競輪主催者連絡協議会及び千葉県内の競輪施行者2者（千葉市及び松戸市）で構成する千葉県競輪主催者連絡協議会の各県競輪主催者連絡協議会から、それぞれ分担金を徴収している。
  - (3) 小田原市は神奈川県内の競輪施行者として、神奈川県協議会に加盟し、分担金を支出している。
  - (4) J C 協議会分担金は、南関東協議会が、加盟7施行者分を負担しており、小田原市が直接、J C 協議会分担金を支出しているものではない。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び令和5年1月19日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件文書について

審査請求人は、公文書公開請求書において、当該請求に係る公文書について、「小田原市がF I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金（令和3年度分及び令和4年度分）を納付したことが分かる書類。（納付日がわかる書類を含む）」と表現している。

これに対し、実施機関は、直接はJ C 協議会に分担金を支出していないことから、本件文書は不存在であると判断している。

## 2 本件文書における分担金に関する原資等の事務処理について

当審査会は実施機関に対し、本件文書における分担金に関し、小田原市が関係団体等に分担金の原資となる金額を支出し、当該 J C 協議会に至り、小田原市へ協賛金が支給されるまでの流れをまとめた資料（小田原市の予算額、関係団体への支出額、支出方法等）及び関係書類の提出を求めた。

その上で、実施機関への聴き取り調査をした結果、小田原市が神奈川県協議会に分担金を支出し、神奈川県協議会が小田原市を含む 3 市から納付された分担金を原資にして南関東協議会に分担金を支出し、南関東協議会が神奈川県協議会を含む 3 県の協議会から納付された分担金を原資にして J C 協議会に分担金を支出していることが認められた。

## 3 本件文書の存否について

当審査会は、上記で述べたとおり、実施機関への聴き取り調査を行い、実施機関が主張するとおり、小田原市が直接 J C 協議会へ分担金を支出していないことを確認した一方で、小田原市は J C 協議会の会員として加盟しており、小田原市が神奈川県協議会に支出した分担金の一部が、南関東協議会を経由して J C 協議会の分担金となっていることを確認した。

審査請求人は、J C 協議会規則から判断して、小田原市が J C 協議会へ分担金を支出していると考え、本件請求を行っており、公開請求の意図は、小田原市が J C 協議会の会員として分担の義務を履行しているか確認したいとの趣旨であると判断できる。

したがって、上記で述べた J C 協議会分担金の仕組み自体を考慮し、「神奈川県競輪主催者連絡協議会へ納付した分担金に係る文書（納付日が確認できる文書を含む。）」を請求対象文書として特定した上で、改めて公開又は非公開の決定を行うことが適当であると判断する。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年11月24日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年12月1日	第82回情報公開審査会 事案の審議
令和5年1月19日	第83回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和5年3月28日	第84回情報公開審査会 答申案の検討
令和5年5月16日	第85回情報公開審査会 答申案の検討

情審第 17 号

令和 6 年（2024 年）3 月 15 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 5 年（2023 年）9 月 4 日付け事業第 196 号で諮問（諮問第 36 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が、本件請求の対象となる公文書を「神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て（平成29年度分から令和4年度分まで）」と特定（以下「特定公文書」という。）した上で、行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年2月14日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「南関東競輪主催者連絡協議会を經由してF I ジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った10万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て。」について、本件請求を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和5年3月1日付けで本件処分を行い、特定公文書を公開した。
- 2 実施機関は、公文書一部公開決定通知書（以下「決定通知」という。）の「公開請求に係る公文書の内容」欄に、「神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て（平成29年度分から令和4年度分まで）。」と記載し、続けて「※小田原市から神奈川県競輪主催者連絡協議会への負担金は、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金10万円は算出根拠に含まれていないが、請求書は小田原市から神奈川県競輪主催者連絡協議会へ負担金を支払ったことがわかる文書を求めているものとして、特定した。」と記載した。
- 3 実施機関は、決定通知の「公開をしない部分の概要」欄には、「印影及び口座情報」と記載し、「公開をしない理由」欄には、「小田原市情報公開条例第8条第2号 法人その他団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。」と記載した。
- 4 審査請求人は、決定通知における公開請求に係る公文書の内容について、「10万円を含む」との記載が削除されており、求める公文書を公開したことにはならないと

し、令和5年3月29日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

#### 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和5年4月28日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和5年5月9日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和5年5月11日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和5年6月11日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和5年9月4日付けで諮問書を提出した。

#### 第5 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

「南関東競輪主催者連絡協議会を經由してF I ジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った10万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。」に該当する公文書の公開を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求書及び弁明書に対する反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「J C協議会」という。）への分担金10万円は、小田原市から神奈川県競輪主催者連絡協議会（以下「神奈川県協議会」という。）、南関東競輪主催者連絡協議会（以下「南関東協議会」という。）、J C協議会へという流れで支払われたものと考えられる。
- (2) 小田原市が神奈川県協議会へ何らかの支出をしていれば、その支出には10万円の分が含まれているはずである。
- (3) 審査請求人は、「10万円を含んでいる」という「事実」の確認として公文書公開請求したものであり、「算出根拠に含まれているかいないか」などは一切求めている。
- (4) 審査請求人の請求はあくまでも「10万円を含む」、神奈川県協議会への支出であり、「10万円を含む」を外してしまつては、審査請求人の求める文書にはなり

得ず、公開したことにはならない。

- (5) J C 協議会規則では、分担金として、「1 年度 1 会員 10 万円とする。」とし、協賛金として、「F I ジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し 1 開催 10 万円を協賛金として支出する。」と定められている。平成 29 年度、令和元年度、令和 3 年度に協賛金を請求している小田原市は会員であり分担金を支払っているはずである。
- (6) 以前小田原市が作成した「協議会への分担金支出及び協賛金が市へ支給されるまでの流れ」の図においても、小田原市が神奈川県協議会へ支出した分担金が南関東協議会への分担金となり、南関東協議会から J C 協議会への分担金となっていることは誰の目にも明らかであり、会員である小田原市が支出すべき分担金 10 万円は、小田原市が神奈川県協議会へ支出した分担金の一部であることは明白である。

## 第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、小田原市が神奈川県協議会に対し支出する負担金に、J C 協議会の分担金 10 万円を含んでいることの実の確認として文書の公開を求めているが、南関東協議会が J C 協議会へ支払った 10 万円は、神奈川県協議会及び南関東協議会を構成する神奈川県以外の競輪主催者からの負担金から支出されているものであり、小田原市が神奈川県協議会に支出している負担金は、決定通知において示したとおり、J C 協議会の分担金は算出根拠に含まれていない。
- 2 公文書公開請求においては、「南関東競輪主催者連絡協議会を經由して F I ジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った 10 万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類」を請求していることから、J C 協議会へ支払った 10 万円を含む、含まないにかかわらず、小田原市が平成 29 年度から令和 4 年度に神奈川県協議会へ支払った文書を公開したものである。

## 第 7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のよ

うに判断する。

なお、審査請求人と実施機関の間には、公開をしない部分に関して争いはないため、本件に関しては、本件請求に係る対象公文書の特定のみを審査する。

#### 1 本件請求に係る対象公文書の特定について

##### (1) 分担金に関する原資等の事務処理について

当審査会は、諮問第 35 号（令和 5 年(2023 年) 6 月 20 日付け情審第 2 号答申）に係る審議において、実施機関から、J C 協議会における分担金に関し、小田原市が関係団体等に分担金の原資となる金額を支出し、当該 J C 協議会に至り、小田原市へ協賛金が支給されるまでの流れをまとめた資料の提出を受け、小田原市が神奈川県協議会に分担金を支出し、神奈川県協議会が小田原市を含む 3 市から納付された分担金を原資にして南関東協議会に分担金を支出し、南関東協議会が神奈川県協議会を含む 3 県の協議会から納付された分担金を原資にして J C 協議会に分担金を支出していることを確認した。

##### (2) 対象公文書の特定について

当審査会は、小田原市は J C 協議会の会員として加盟しており、上記(1)で述べたとおり、小田原市が神奈川県協議会に支出した分担金の一部が、南関東協議会を経由して J C 協議会の分担金となっていることを確認している。

その上で、当審査会において、特定公文書を実際に見分したところ、特定公文書は、神奈川県協議会の分担金請求書及び協議会分担金の支出関係書類であることから、本件請求に係る対象公文書を特定公文書としたことに不合理な点はない。

したがって、実施機関が、本件請求の対象となる公文書を「神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て（平成 29 年度分から令和 4 年度分まで）」と特定した上で、行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第 8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会において、特定公文書を実際に見分したところ、特定公文書の一つとした神奈川県協議会の分担金請求書には、分担金として開催割分担金及び所属選手割分担

金との記載があり、実施機関が J C 協議会の分担金 10 万円は算出根拠に含まれていないと決定通知に記載したことは理解できるものである。

しかし、当市における情報公開の手続においては、基本的には、公開請求書に記載された「公開請求に係る公文書の内容」を、そのまま決定通知書に転記する運用がなされてきた。このことを踏まえると、実施機関が「10 万円を含む」との記載を決定通知であえて除外した点について、審査請求人に対しての説明及び調整が不足していたことは否めない。

ついでには、実施機関には、公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにするとともに、わかりやすい説明及び調整等が図られるよう要望するものである。

## 第 9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和 5 年 9 月 4 日	審査庁からの諮問書を受付
令和 5 年 10 月 13 日	第 86 回情報公開審査会 事案の審議
令和 5 年 11 月 27 日	第 87 回情報公開審査会 事案の審議
令和 6 年 1 月 31 日	第 88 回情報公開審査会 答申案の検討
令和 6 年 3 月 13 日	第 89 回情報公開審査会 答申案の検討

情審第 18 号

令和 6 年（2024 年）3 月 15 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 5 年（2023 年）9 月 4 日付け事業第 201 号で諮問（諮問第 37 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

小田原市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年4月28日付けで行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分1」という。）及び令和5年5月1日付けで行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分2」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、審査請求することができない事項について申し立てがなされていると認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年4月13日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「小田原競輪における令和元年度の宣伝・広告・ファンサービス業務の委託料支出に関する書類。（契約書・支出命令等）」（以下「本件文書1」という。）について、公文書公開請求（以下「本件請求1」という。）を実施機関に対し行った。

また、審査請求人は、令和5年4月17日付けで、条例第7条第1項の規定に基づき、「競輪事業において、令和元年度にコロナウィルス感染拡大防止のため無観客開催となった開催で、観客を入れていたら支出していたと思われる額と、実際に支出していた額の差額と、無観客開催による減額の算出根拠のわかる資料。」（以下「本件文書2」という。）について、公文書公開請求（以下「本件請求2」という。）を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求1に対し、令和5年4月28日付けで本件処分1を行った。
- 2 本件処分1の通知書の「公開文書の公開日時」欄には、「令和5年5月12日（金）以降」と記載した。
- 3 実施機関は、本件請求2に対し、令和5年5月1日付けで本件処分2を行った。
- 4 本件処分2の通知書の「公開文書の公開日時」欄には、「令和5年5月12日（金）以降」と記載した。
- 5 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2について、いずれも「公文書の公開日時が令和5年5月12日以降となっており、本件処分1の通知日（令和5年4月28日）から数えると、土日を除いて7日間を要している。公開の遅延は嫌がらせに他

ならない。正当な理由のない遅延は条例に反する行為である。実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求める。」として、令和5年5月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

#### 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和5年6月20日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和5年7月20日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和5年7月24日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和5年8月1日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和5年9月4日付けで諮問書を提出した。

#### 第5 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

公文書の公開の遅延は嫌がらせに他ならない。正当な理由のない遅延は条例に反する行為である。実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開の遅延は嫌がらせに他ならない。
- (2) 正当な理由もなく、いたずらに公開を先延ばししたものであり、特定の市民に対する差別的な扱い、嫌がらせである。
- (3) 条例第14条では、「実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、公文書の公開をしなければならない。」と定めており、正当な理由のない遅延は条例に反する行為である。
- (4) 実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求める。
- (5) 決定通知においては、実施機関から「公開日はいつにしますか。」といった相談があったわけではない。

(6) 公開請求者からの特段の意思表示がない状況で、通知から公開までに土日祝日を除いて7日間を要した事例があるのか。

(7) 他の部署を含めた過去の公文書公開決定通知書を閲覧したところ、ほとんどの事案で決定通知日と同日若しくは次の平日に公開日が設定されていた。

## 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、公文書の公開日が不当に遅いことが特定の差別としているが、公文書公開決定通知書の日付については、公開する文書の内容、範囲を決定した日付であり、文書の公開が可能となる日付ではない。
- 2 公開決定の日がゴールデンウィーク期間中であつたことを踏まえ、文書の公開に必要な期間を設定したものである。
- 3 特定の市民に対する差別的な扱い、嫌がらせという認識はない。

## 第7 審査会の判断

条例第17条は、公開請求に係る公文書の公開をする旨又はしない旨の決定（以下「諾否決定」という。）に対して審査請求があつたときは、実施機関は、当該審査請求が、「不適法であり却下する場合」及び「裁決で審査請求の全部を認容する場合」を除き、遅滞なく、当審査会に諮問しなければならないと定めている。

そして、当審査会は、諾否決定に係る審査請求につき実施機関からの諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する役割を担っている。

そこで、当審査会では、実施機関からの諮問に応じて、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び関係資料に基づき審議した。

本件審査請求の趣旨は、公文書公開時期を不当に遅延させたとの認識のもと、実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求めるものである。

したがって、本件審査請求については、実施機関が行った諾否決定について争うものではなく、実施機関に対する要望を述べているに過ぎず、審査請求することができない事項について申し立てがなされていると認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

本来、請求者と調整し公文書公開の実施日を決めている運用を踏まえると、実施機関が日程調整を省き、本件処分1及び本件処分2の通知をしたことは、適切な対応ではなかったと言える。

については、実施機関は、請求者とのコミュニケーションを密にし日程調整をするとともに、速やかに公文書の公開が図られるよう要望するものである。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和5年9月4日	審査庁からの諮問書を受付
令和5年10月13日	第86回情報公開審査会 事案の審議
令和5年11月27日	第87回情報公開審査会 事案の審議
令和6年1月31日	第88回情報公開審査会 答申案の検討
令和6年3月13日	第89回情報公開審査会 答申案の検討

## 2 個人情報保護審査会の答申

個審第 10 号

令和 6 年（2024 年）3 月 15 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市個人情報保護審査会

会 長 林 良英

保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 4 年（2022 年）11 月 15 日付け福政第 275 号で諮問（諮問第 13 号）のあった保有  
個人情報一部開示決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和4年7月8日付けで、小田原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、自己の個人情報のうち、「第三者へ個人情報の提供及び取得の記録（医療機関を含む）」（以下「本件情報」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件情報は、審査請求人に係る福祉事業関連システムに記録されている内容及び医師から提出された調査票である。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年7月25日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、開示をしないとした部分の概要を「医師及び法人代表者の印影、関係機関から任意に提供された情報」とし、開示をしないとした理由を「条例第17条第3号に該当し、開示することにより、事業を営む個人及び法人の権利利益を害するおそれがあるため」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年8月29日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年9月2日付けで弁明書の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年9月14日付けで弁明書を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年9月29日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は、審査庁に対し、令和4年10月21日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年11月15日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、全部開示の裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、令和5年1月19日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同日提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が主張する開示しないとの条件で任意に受けた事実は確認ができない。仮に任意提供であっても、審査請求人の個人情報であるため開示されるべきである。
- (2) 実施機関は、杜撰な個人情報の取扱いと管理を行っているため、審査請求人は、個人情報を確認する必要がある。
- (3) 実施機関が保有している審査請求人の情報は、取得方法が違法である。
- (4) 審査請求人は、福祉関係の事業者（以下「福祉事業者」という。）及び実施機関に、自己の個人情報がどのように取り扱われていたのか知る権利がある。
- (5) 実施機関が福祉事業者から収集した情報は、本人の同意がなく福祉事業者から提供されたものである。
- (6) 審査請求人は、実施機関の個人情報に対する認識不足、教育不足、維持管理不足により個人の権利利益を侵害された。
- (7) 実施機関から審査請求人の個人情報が漏えいし、審査請求人が利用している医療機関や福祉事業者に拡散されてしまい、不当な差別的扱いを受けた。実施機関の個人情報の不当な取扱いを確認するため、個人情報の開示を求める。

## 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書、令和5年1月19日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人が利用していた福祉事業サービスについては、厚生労働省から通知された運営要領に基づき実施している。利用者に係る個人情報の提供及び収集については、本人の同意を得た上で行うところ、審査請求人は、福祉事業サービスの本来の利用者である被保険者ではなく、被保険者とみなす取扱いを受けている。そのた

め、審査請求人については、当該個人情報の提供及び収集を行うに際して、必ずしも同意を要するものではない。

2 開示をしないとした部分は、公にしないことで、福祉事業者から情報提供を受けているものであり、当該情報は、実施機関にとって福祉事業の適正な実施のためには必要不可欠なものである。したがって、当該情報を公にすることは、実施機関及び福祉事業者並びに実施機関及び審査請求人との信頼関係を損なうおそれがあることはもとより、当該福祉事業者の権利利益を害するおそれがあるため、その合理性は認められるものであり、不開示とするべきである。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、令和5年1月19日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同月同日実施の実施機関への聴き取りに基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

なお、当審査会の判断は、本件処分の妥当性に係るものであることから、審査請求人及び実施機関が各々主張する個人情報の取扱いに関する問題については、当審査会では取り扱わない。

### 1 開示をしないとした理由に掲げた条例第17条第3号アの解釈

実施機関は、本件処分において開示をしないとした理由に、条例第17条第3号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

条例第17条第3号は、「法人等に関する情報又は当該開示の請求に係る保有個人情報の本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」とし、同号アで「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当該規定における「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」とは、法人等の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の種類、性格、権

利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

## 2 開示をしないとした部分の条例第 17 条第 3 号アの該当性について

条例は第 1 条の目的条項において、「自己の個人情報の開示を請求する権利」を保障し、第 17 条において、「開示請求に対する開示義務」を明らかにし、その例外として不開示情報を個別に定めている。

したがって、保有個人情報の不開示情報該当性については、条例の目的や趣旨を考慮し、客観的かつ合理的に判断する必要がある。

これらを踏まえ、本件情報のうち、開示をしないとした部分の不開示情報該当性について検討していく。

なお、開示をしないとした部分は、「医師及び法人代表者の印影、関係機関から任意に提供された情報」の部分である。

当審査会において、開示をしないとした部分を実際に見分したところ、審査請求人に係る福祉事業関連システムに記録されている部分には、福祉事業者と市担当者との間での福祉事業者の事務あるいは業務に関する内容が記載されていた。当該内容を開示した場合、当該福祉事業者の円滑な業務の遂行に支障が生じ、福祉事業者としての運営上の支障が生じるおそれがあることから、第 3 号アに該当するものと認められる。

また、医師から提出された調査票には、医師の印影があり、当該印影部分については、第 3 号アに該当するものと認められる。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年11月15日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年12月1日	第71回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年1月19日	第72回個人情報保護審査会 審査請求人の口頭意見陳述、 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和5年3月28日	第73回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年5月16日	第74回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年6月23日	第75回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年9月11日	第76回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年10月19日	第77回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年11月27日	第78回個人情報保護審査会 答申案の検討
令和6年1月31日	第79回個人情報保護審査会 答申案の検討
令和6年3月13日	第80回個人情報保護審査会 答申案の検討

個審第 11 号

令和 6 年（2024 年） 3 月 15 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市個人情報保護審査会

会 長 林 良英

保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 5 年（2023 年） 3 月 16 日付け福政第 414 号で諮問（諮問第 14 号）のあった保有  
個人情報一部開示決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、別表に示す部分は開示すべきであり、その余の部分は妥当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和4年7月8日付けで、小田原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、自己の個人情報のうち、「第三者へ個人情報の提供及び取得の記録（医療機関を含む）」（以下「本件情報」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件情報は、審査請求人に係るケース記録票及び添付資料に記録されている内容である。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年7月28日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、開示をしないとした部分の概要を「①請求者本人以外の個人又は法人との会話内容に係る記録、②請求者本人以外の個人又は法人から開示しないとの条件で任意に提供された記録、③医師、事業所管理者及び法人代表者印の印影」とし、開示をしないとした理由を次のとおりとした。
  - (1) 条例第17条第3号に該当し、開示することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。請求者本人以外の個人又は法人から開示しないとの条件で任意に提供されたものであるため。
  - (2) 条例第17条第5号に該当し、市等及び国等の内部又は相互間における審議、検討、協議又は調査研究に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年10月31日付けで、行政

不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

#### 第 4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和 4 年 11 月 7 日付けで弁明書の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和 4 年 11 月 18 日付けで弁明書を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和 4 年 11 月 29 日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は、審査庁に対し、令和 5 年 1 月 16 日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和 5 年 3 月 16 日付けで諮問書を提出した。

#### 第 5 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、全部開示の裁決を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、令和 5 年 6 月 23 日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同日提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人情報の取得及び提供に対して本人への通知が無かったことがあったため、必要な限度を超えていないか確認するため、審査請求人の個人情報は開示されるべきである。
- (2) 実施機関が主張する開示しないとの条件で任意に受けた事実は確認ができない。
- (3) 審査請求人は、実施機関及び福祉関係の事業者（以下「福祉事業者」という。）の個人情報の取扱いに対する認識不足から個人の権利利益を侵害された。
- (4) 実施機関に提出する書類に記述する内容は、事業目的の必要限度を超えており、行き過ぎた個人情報の収集となっている。
- (5) 本件情報には、福祉事業者に提供した情報が含まれており、当該情報を本人に無断で必要な限度を超えて実施機関に提供することはできない。
- (6) 実施機関が福祉事業者から収集した情報は、本人の同意がなく福祉事業者から提供されたものであり、違法に収集した情報である。

- (7) 実施機関の職員は、職務上知り得ている個人情報を本人の同意を得ずに福祉事業者に提供しており、これは漏えい行為である。
- (8) 実施機関は、杜撰な個人情報の取扱いと管理を行っているため、審査請求人は、個人情報を確認する必要がある。
- (9) 実施機関と福祉事業者との連絡内容は、審査請求人が依頼した内容であることから、審査請求人に開示すべき情報である。

## 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書、令和5年6月23日に実施した実施機関への聴き取り及び審査会が求めた提出資料によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、実施機関の個人情報の取扱いにおいて違法行為があることをその主張の前提としているようであるが、実施機関の福祉行政における個人情報の取扱いの正当性については次のとおりである。
  - (1) 本件情報に記載されている福祉事業者は、法律により、市町村との緊密な連携を図りつつ、福祉事業を効果的に行うよう努める責務を有している。
  - (2) 福祉事業者がその業務を遂行するには、福祉サービス利用者の専門的な評価に関する記録等を、福祉サービスにおいて必要と考えられる範囲において、市町村に対し任意に提供する場合も生じ得るものである。
  - (3) 任意に提供を受けた専門的な評価に関する記録を開示されると、自己評価と異なった場合に、福祉事業者と利用者との間に紛争が生じるおそれもあり、このような紛争をおそれて正確な記録がされないことにより、市町村との綿密な連携が著しく妨げられ、適正な福祉サービスの提供に重大な支障が生じることが十分に予想されるというべきである。
  - (4) 実施機関が個人情報を収集するときは、あらかじめ本人に対し、その取扱目的を明示しなければならないとしつつ、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があるとき、収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるときをその例外としており、必要な記録の取得については、この例外に該当するものである。
- 2 個人情報の取扱いにおける本人同意については、福祉サービスに関する申請書内に同意欄を設け、署名することで福祉事業者等に関係情報を提示することの同意を

得ているものである。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、令和5年6月23日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同月同日実施の実施機関への聴き取り及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

なお、当審査会の判断は、本件処分の妥当性に係るものであることから、審査請求人及び実施機関が各々主張する個人情報の取扱いに関する問題については、当審査会では取り扱わない。

### 1 開示をしないとした理由に掲げた条例第17条第3号及び第5号の解釈

実施機関は、本件処分において開示をしないとした理由に、条例第17条第3号及び第5号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

#### (1) 条例第17条第3号について

条例第17条第3号は、「法人等に関する情報又は当該開示の請求に係る保有個人情報の本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」とし、同号アで「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当該規定における「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」とは、法人等の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

また、同号イで「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供

されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの」と不開示情報として規定している。

当該規定は、法人等から公にしないとの条件の下に任意で提供された情報について、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。この規定は、「実施機関の要請を受けて」提出されたことが要件となるので、実施機関の要請を受けずに、法人等から提出された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに、法人等から提出の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等の側から不開示の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれるものである。

「条件」には、実施機関の側から公にしないとの条件を付けて情報提供を要請する場合と法人等の側が実施機関の情報提供の要請に対して公にしないとの条件を付ける場合があるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくてもいいことだけでは該当しない。

## (2) 条例第 17 条第 5 号について

条例第 17 条第 5 号は、「市等及び国等の内部又は相互間における審議、検討、協議又は調査研究に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当該規定における「市等」とは、本市の機関及び小田原市土地開発公社をいい、「国等」とは、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。

「審議、検討、協議又は調査研究に関する情報」とは、市等及び国等の事務及び事業について意思決定がされる場合に、その決定に至るまでの過程において討議、協議、打合せ、検討及び調査研究など、様々なやり取りが行われており、これらに関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」と

は、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続を確保するために規定している。

「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じされるおそれがあるものをいい、適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにするために規定してあるものである。

「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とは、尚早の時期に事実確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響を生じさせないために規定してあるものである。

## 2 開示をしないとした部分の不開示情報該当性について

条例は第1条の目的条項において、「自己の個人情報の開示を請求する権利」を保障し、第17条において、「開示請求に対する開示義務」を明らかにし、その例外として不開示情報を個別に定めている。

したがって、保有個人情報の不開示情報該当性については、条例の目的や趣旨を考慮し、客観的かつ合理的に判断する必要がある。

これらを踏まえ、本件情報のうち、開示をしないとした部分の不開示情報該当性について検討していく。

なお、開示をしないとした部分は、「①請求者本人以外の個人又は法人との会話内容に係る記録、②請求者本人以外の個人又は法人から開示しないとの条件で任意に提供された記録、③医師、事業所管理者及び法人代表者印の印影」の部分である。

また、本件情報は、審査請求人に係るケース記録票及び添付資料に記録されている内容であるが、ケース記録票は、日付欄及び内容欄で区分され、内容欄には発言元、会話内容及び事務手続等が記録されており、ケース記録票に資料が添付されている。

### (1) 条例第17条第3号アの該当性について

ア ケース記録票の日付欄及び内容欄（発言元及び事務手続）について

当審査会において、開示をしないとした部分を実際に見分したところ、ケース記録票の日付欄には、内容欄に係る日付が記載されていた。当該日付の部分は、日付だけでは法人等に関する情報に当たるものとは認められない。

また、ケース記録票の内容欄には、会話内容の発言元が各会話内容の冒頭に記載されていた。当該発言元のうち福祉事業者については、法人等の構成員に関する情報であるが、審査請求人に関わる者であり、開示することにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

また、ケース記録票の内容欄には、事務手続に関することが記載されている。

当該事務手続に関することは、法人等に関する情報に当たるものとは認められない。

したがって、ケース記録票の日付欄、ケース記録票の内容欄における会話内容の発言元及び事務手続に関することの記載については、第3号アに該当するものとは認められない。ただし、事務手続のうち福祉事業者の印影部分については、開示することにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあることから、第3号アに該当するものと認められる。

イ ケース記録票の内容欄（発言元と市担当者との会話内容）及び添付資料について

ケース記録票の内容欄には、発言元と市担当者との間での福祉事業者の事務あるいは業務に関する会話内容が記載されていた。当該会話内容を開示した場合、当該福祉事業者の円滑な業務の遂行に支障が生じ、福祉事業者としての運営上の支障が生じるおそれがあるものと認められる。

また、ケース記録票には、福祉事業者から提出された資料が添付されている。

当該添付資料を開示した場合、福祉事業者としての運営上の支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、ケース記録票の内容欄における発言元と市担当者との会話内容及び福祉事業者から提出された添付資料については、開示することにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあることから、第3号アに該当するものと認められる。

(2) 条例第17条第3号イの該当性について

開示をしないとした部分については、法人等から公にしないとの条件の下に任

意で提供された情報かつ当該条件が合理的であるものとは認められない。

したがって、第3号イに該当するものとは認められない。

(3) 条例第17条第5号の該当性について

開示をしないとした部分のうち、地方独立行政法人の職員との会話内容が記載されている部分がある。当該会話内容は、市と地方独立行政法人の相互間における審議、検討、協議又は調査研究に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、第5号に該当するものと認められる。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和5年3月16日	審査庁からの諮問書を受付
令和5年3月28日	第73回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年5月16日	第74回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年6月23日	第75回個人情報保護審査会 審査請求人の口頭意見陳述、実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和5年9月11日	第76回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年10月19日	第77回個人情報保護審査会 事案の審議
令和5年11月27日	第78回個人情報保護審査会 答申案の検討
令和6年1月31日	第79回個人情報保護審査会 答申案の検討
令和6年3月13日	第80回個人情報保護審査会 答申案の検討

【別表】開示すべき部分

項番	開示をすべき部分欄	開示をすべき部分
1	ケース記録票の日付欄	日付部分
2	ケース記録票の内容欄	会話内容の発言元のうち福祉事業者の部分
3	ケース記録票の内容欄	事務手続に関する部分(福祉事業者の印影部分は除く。)

### 3 公文書公開請求・個人情報の 開示請求の内容及び処理状況（全件）

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和5年4月3日	発注工事の金入設計書等	防災対策課	市長	公開	
令和5年4月3日	発注工事の金入設計書等	図書館	市長	公開	
令和5年4月3日	発注工事の金入設計書等	地域政策課	市長	公開	
令和5年4月3日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和5年4月3日	発注工事の金入設計書等	保育課	市長	公開	
令和5年4月3日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和5年4月3日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年4月3日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開	
令和5年4月7日	平成5年度要綱外道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年4月7日	令和2年度小田原市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザルに係る各提案者の業務提案内容	教育総務課	教育委員会	取下げ	
令和5年4月7日	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	消防総務課	消防長	一部公開	1
令和5年4月13日	小田原競輪における令和元年度の宣伝・広告・ファンサービス業務の委託料支出に関する書類(契約書・支出命令等)	事業課	市長	一部公開	2
令和5年4月13日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年4月17日	競輪事業における算出根拠資料	事業課	市長	一部公開	2
令和5年4月20日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和5年4月20日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	1
令和5年4月20日	小田原市立芦子小学校の構成図、平面図、配置図などの各図面	教育総務課	教育委員会	一部公開	1
令和5年4月25日	R5年3月21日に小田原三の丸ホール・小ホールで開催された「ふるさと小田原研究会第2回一般公開講座、北条五代を大河ドラマに!」について ①主催者側から市に提出された小ホール使用のための全ての書類 ②イベントを巡り、市民などからの苦情や相談、その他の意見などを示した全ての書類 ③イベントを巡って、市と主催者側とでかわしたメールなどの文面や市の対応について報告した全ての文書	文化政策課	市長	一部公開	1
令和5年4月26日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年5月1日	小田原市公共施設包括管理業務委託プロポーザル受注者の提案書一式	資産経営課	市長	一部公開	1 2
令和5年5月1日	三の丸ホールの令和6年月分の大ホール、小ホール、展示室、練習室の予約日、予約団体名、イベント内容がわかるもの。令和5年5月1日時点のもの。	文化政策課	市長	一部公開	1 2
令和5年5月1日	道路相談カード綴、中心位置同意書、法第42条2項道路後退杭設置申請書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年5月1日	小田原競輪開催業務等包括委託業務以外の業務委託契約で、委託料を率による計算で支払うこととしている委託契約に関する、契約書及び支出関係書類	事業課	市長	一部公開	2
令和5年5月1日	小田原競輪開催業務等包括委託業務以外の業務委託契約で、委託料を率による計算で支払うこととしている委託契約に関する、契約書及び支出関係書類	企画政策課	市長	一部公開	2
令和5年5月1日	小田原競輪開催業務等包括委託業務(契約期間令和4年4月1日から令和9年3月31日までのもの)に関する書類	事業課	市長	一部公開	2
令和5年5月2日	市道(4874、4875、4876、4877)の供用開始告示文書・位置図・平面図	土木管理課	市長	公開	
令和5年5月8日	発注工事の金入設計書等	農政課	市長	公開	
令和5年5月9日	解体等の届出書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年5月9日	令和5年4月23日執行小田原市議会議員選挙における候補者が提出した公費負担請求に関する請求書、請求内訳書、支払口座振替依頼書(複数費目ある場合は、すべて)及び、これらに関わる支出負担行為台帳(公費支出の決裁書)、選挙運動費用収支報告書	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1 5
令和5年5月16日	生活保護ジャンパー事件に係る関係職員の処分状況について	職員課	市長	一部公開	1
令和5年5月19日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和5年5月23日	発注工事の金入設計書等	消防総務課	消防長	公開	
令和5年5月23日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和5年5月23日	発注工事の金入設計書等	消防総務課	消防長	公開	
令和5年5月23日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和5年5月23日	発注工事の金入設計書等	保健給食課	教育委員会	公開	
令和5年5月24日	要綱外道路相談カード綴、協定道路同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年5月25日	発注工事の金入設計書等	みどり公園課	市長	公開	
令和5年5月25日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和5年5月29日	道路位置指定同意書綴・道路位置指定復元図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年6月1日	要綱外道路相談カード綴、道路中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和5年6月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年6月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和5年6月2日	・ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定準備業務報告書 ・ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業に係るアドバイザー業務報告書	ゼロカーボン・デジタルタウン推進課	市長	一部公開	1
令和5年6月10日	小田原市内で起きた高齢者虐待事件に関連し、小田原市が関わった事後検証・事例検証の経緯や過程、内容や結果の分かる資料や記録	高齢介護課	市長	一部公開	1
令和5年6月12日	道路相談カード綴、中心位置同意書、建築基準法第42条第2項道路中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和5年6月12日	ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定支援業務の公開プロポーザルで優先交渉権者となったPwCアドバイザー合同会社の応募内容	ゼロカーボン・デジタルタウン推進課	市長	一部公開	1 2
令和5年6月14日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和5年6月14日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和5年6月14日	発注工事の金入設計書等	農政課	市長	公開	
令和5年6月15日	小田原市栄町一丁目小田原市No281遺跡の「神奈川県遺跡分布地図」新規搭載に係る進達文、通知文	文化財課	教育委員会	一部公開	1
令和5年6月19日	要綱外道路相談カード綴、協定道路同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年6月19日	(1)小田原市管轄における簡易専用水道及び小規模貯水槽施設の設置台帳の写し。 (2)(一社)神奈川県保険協会の実績を除く令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施した「簡易専用水道検査状況報告書」及び「小規模貯水水槽水道検査状況報告書」の写し	環境保護課	市長	一部公開	1 2
令和5年6月22日	要綱外道路相談カード綴、建築基準法第43条第1項ただし書空地(協定道路)線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和5年6月23日	道路相談カード綴、同意書(中心位置)	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年6月23日	発注工事の金入設計書等	みどり公園課	市長	公開	
令和5年6月23日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和5年6月23日	発注工事の金入設計書等	消防総務課	消防長	公開	
令和5年6月23日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和5年6月23日	発注工事の金入設計書等	経営総務課	市長	公開	
令和5年6月24日	守屋市長の出張先がわかる資料	秘書室	市長	公開	
令和5年6月24日	発注工事の金入設計書等	農政課	市長	公開	
令和5年6月28日	令和5年度6月7日の小田原市議会総務常任委員会の議案「デジプラ城下町をハブとした多拠点ネットワーク型まちづくり事業費について」で、デジタルイノベーション課からスマートポールについて「地元商店街から相談、要望があった」旨の発言について。 ①発言の根拠となった地元商店街との打ち合わせの記録、議事録、上長に対する庁内の報告文書、メール、職員間のチャットなどの記録。 ②スマートポールの設置が市側から商店街組織に打診したものであるならそれに関する記録。	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和5年6月29日	特定のビルの建設時の防火対策物使用開始届出書一式	消防総務課	消防長	取下げ	
令和5年6月30日	令和5年3月31日時点で大気汚染防止法に基づき届出されている一般粉じん発生施設	環境保護課	市長	一部公開	1

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号		
令和5年6月30日	地下タンク貯蔵所の設置者(法人名等及び代表者)、設置場所、施設名称、設置許可年月日、完成検査年月、貯蔵物品名、化学名、数量、倍数、タンク数、全タンク容量に関する情報	消防総務課	消防長	公開			
令和5年7月4日	デジタルスタンプラリー制作等業務に関する企画提案書、審査採点表、審査員リスト	観光課	市長	一部公開	1	2	
令和5年7月6日	発注工事の金入設計書等	農政課	市長	公開			
令和5年7月13日	R4に採択されたデジタル田園都市構想交付金の申請について、マイナカード活用や観光アプリ、基盤整備、防災などの全ての事業について申請に際して市内で検討した会議の議事録や市内調整のやりとり、外部とのやりとりなど申請内容を検討した経緯がわかる記録	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	4		
令和5年7月18日	私道相談カード綴、同意書	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年7月21日	道路相談カード綴、土地利用計画同意書	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年7月24日	境界確認報告書、地籍調査、作業日誌及び調査票	土木管理課	市長	一部公開	1	2	5
令和5年7月25日	位置指定道路平面図	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年7月25日	住居表示台帳付定に係る住居表示台帳	建築指導課	市長	公開			
令和5年7月25日	2023年1月1日から2023年6月30日に付定のあった住居表示付定処理簿と該当の居住表	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年7月27日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開			
令和5年7月27日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和5年7月27日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開			
令和5年8月1日	デジタルスタンプラリー制作業務に関して一次審査の得点がどのように決定したのか、審査過程の詳細がわかるもの。	観光課	市長	不存在			
令和5年8月1日	デジタルスタンプラリー制作業務に関して一次審査の得点がどのように決定したのか、採点理由の詳細がわかるもの。	観光課	市長	公開			
令和5年8月1日	建設リサイクル法の届出処理簿の写し	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年8月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開			
令和5年8月10日	境界確認報告書	土木管理課	市長	一部公開	1	2	5
令和5年8月10日	指示報告書	土木管理課	市長	一部公開	2		
令和5年8月15日	土地・家屋課税台帳の記録	資産税課	市長	公開			
令和5年8月17日	1.令和2年9月15日開催の会員協議会の提出事項及び資料 2.上記1の会議録	議会総務課	議会	一部公開	2		
令和5年8月18日	議会事務局内部で作成された特定事案の対応のための資料一式	議会総務課	議会	公開			
令和5年8月23日	道路位置指定同意書綴、建築基準法第42条第1項第5号道路復元同意書	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年8月24日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開			
令和5年8月24日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開			
令和5年8月24日	道路相談カード綴、中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年8月25日	介護保険負担限度額の申請勧奨についての各施設向けの通知	高齢介護課	市長	公開			
令和5年8月28日	「小田原市水道料金等徴収業務」に係る公募型プロポーザルについて作成された文書	給排水業務課	市長	公開			
令和5年8月28日	「小田原市水道料金等徴収業務」に係る公募型プロポーザルについて作成された文書	給排水業務課	市長	一部公開	2		
令和5年8月29日	令和4年度中管根補助水源地深井戸更新に伴う仮設道路等土木工事に係る注文書、注文請書	浄水管理課	市長	一部公開	2		
令和5年8月29日	位置指定道路復元図	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年9月2日	職員出張命令等	産業政策課	市長	公開			
令和5年9月2日	職員出張命令等	商業振興課	市長	公開			
令和5年9月6日	道路相談カード、道路線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年9月11日	道路相談カード、中心同意書	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年9月11日	F1ジャパンカップに関する支出に関する書類	事業課	市長	公開			
令和5年9月13日	1.小田原競輪場でF1ジャパンカップが開催された際にF1ジャパンカップ協議会から支出された10万円の処理状況がわかる書類。 2.会計報告、事業報告などの、F1ジャパンカップ協議会に関する書類。	事業課	市長	公開			
令和5年9月18日	包括委託のうち、再委託で、令和2年度中及び令和3年度中に市内中小企業者が受注した内容。	事業課	市長	公開			
令和5年9月18日	包括委託のうち、再委託で、令和2年度中及び令和3年度中に市内中小企業者が受注した金額。物品の調達等で令和2年度中及び令和3年度中に市内中小企業者販売をした内容とその金額。	事業課	市長	不存在			
令和5年9月18日	令和4年4月1日付でトータルゼータエンジニアリング株式会社が受託した「小田原競輪開催業務等包括委託」に関する文書(川崎競輪場で先進的に行っているという「ニコニコ生放送・YouTube専用番組」など)	事業課	市長	不存在			
令和5年9月18日	令和4年4月1日付でトータルゼータエンジニアリング株式会社が受託した「小田原競輪開催業務等包括委託」に関する文書(小田原競輪場で専用番組を始めた時期など)	事業課	市長	公開			
令和5年9月19日	市長及び随行者の旅行命令申請書など	商業振興課秘書室	市長	公開			
令和5年9月19日	市長及び随行者の旅行命令申請書など	商業振興課秘書室	市長	一部公開	1		
令和5年9月19日	市長及び随行者の旅行命令申請書など	商業振興課秘書室	市長	不存在			
令和5年9月21日	道路位置指定同意書綴り	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年9月21日	小田原市立病院内保育所運営業務委託に関する公募型プロポーザルに関する契約関連資料一式(前回及び前々回分)	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	2		
令和5年9月25日	小田原市立病院の病理検査室(2階)および解剖室(地下1階)の局所排気装置とプッシュル換気装置の定期自主検査の報告書。	経営管理課	病院事業管理者	不存在			
令和5年9月25日	小田原市立病院の病理検査室(2階)および解剖室(地下1階)の局所排気装置とプッシュル換気装置の定期自主検査の報告書。	経営管理課	病院事業管理者	公開			
令和5年9月25日	2008年4月から2017年12月までの間に実施した、小田原市立病院の病理検査室(2階)および解剖室(地下1階)の作業環境測定の結果のすべて。	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1	2	
令和5年9月27日	小田原市立片浦小学校校舎建設工事(土質柱状図、杭伏図、基礎伏図)	教育総務課	市長	一部公開	1		
令和5年9月28日	職員の旅行命令申請書など	商業振興課	市長	公開			
令和5年9月28日	職員の旅行命令申請書など	商業振興課	市長	一部公開	1		
令和5年9月28日	職員の旅行命令申請書など	商業振興課	市長	不存在			
令和5年9月29日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開			
令和5年10月2日	住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年10月3日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年10月3日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和5年10月5日	健康増進計画推進委員会会議録	健康づくり課	市長	公開			
令和5年10月12日	境界査定報告書	土木管理課	市長	一部公開	2		
令和5年10月12日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年10月12日	令和5年9月2日のさいたまスーパーアリーナへの視察について (1)Wt-キョーから、チケット代の負担又は市の職員が招待されたことに関して、Wt-キョー側と市とのやり取りの記録 (2)10人の職員が視察するに至った市内部での指示ややり取りの記録	商業振興課	市長	不存在			
令和5年10月13日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和5年10月16日	路線価図のSHAPEファイル	資産税課	市長	公開			
令和5年10月16日	令和2年5月17日執行の小田原市長選挙における守屋輝彦候補に関する書類	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1	5	
令和5年10月16日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年10月17日	健康増進拠点施設視察に係る書類	健康づくり課、未来創造・若者課	市長	公開			
令和5年10月17日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年10月18日	議会運営委員会の行政視察に関する文書	議会総務課	議会	一部公開	1		

公文書公開請求処理台帳

<令和5年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和5年10月18日	議会運営委員会の行政視察に関する文書	議会総務課	議会	存否応答拒否	
令和5年10月19日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和5年10月19日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和5年10月20日	健康増進拠点施設候補地検討内容がわかる資料	健康づくり課	市長	不存在	
令和5年10月20日	小田原市ボランティア活動補償制度について、令和5年度契約時の入札および見積合わせ等の結果、令和5年度契約の保険証券、令和1年～令和6年度契約の事故件数及び支払い保険金額	地域政策課	市長	公開	
令和5年10月25日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年10月25日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年10月30日	特定事業の会議録、視察報告書	健康づくり課	市長	一部公開	1
令和5年10月30日	小学校防災計画	教育総務課	教育委員会	一部公開	1
令和5年10月30日	解体等の届出書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年10月30日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	取下げ	
令和5年10月30日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	取下げ	
令和5年10月31日	市長のアメリカ視察における同行者を含む旅費等の資料	産業政策課	市長	一部公開	1
令和5年10月31日	①令和5年3月にWTokyoを招き、経済部職員らによる勉強会の配布資料 ②令和5年4月にWTokyoが小田原市長宛に提出した企画提案書	商業振興課	市長	一部公開	1 2
令和5年10月31日	①令和5年3月にWTokyoを招き、経済部職員らによる勉強会の報告書 ②令和5年4月にWTokyoが小田原市長宛に提出した企画提案書に対する市側の返答などを記した書類	商業振興課	市長	不存在	
令和5年11月1日	職員懲戒に関わる書類	職員課	市長	一部公開	1
令和5年11月1日	職員懲戒に関わる書類	職員課	市長	一部公開	1 4
令和5年11月2日	令和5年1月16日の報道発表に関わる書類	消防総務課	消防長	一部公開	1
令和5年11月2日	令和4年2月28日に停職処分となった職員の報告書等について	教育総務課	教育委員会	一部公開	1 4
令和5年11月2日	令和4年2月28日に停職処分となった職員の報告書等について	職員課	市長	一部公開	1 4
令和5年11月2日	令和4年2月28日に停職処分となった職員の報告書等(会見での問答に関する報告書)について	教育総務課	教育委員会	不存在	
令和5年11月2日	道路位置指定同意書綴	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和5年11月6日	消防用設備等点検結果報告書の鑑及び総括表	消防総務課	消防長	一部公開	1
令和5年11月6日	防火対象物点検結果報告書	消防総務課	消防長	不存在	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	農政課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	小田原城総合管理事務所	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	保育課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	消防総務課	消防長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	保健給食課	市長	公開	
令和5年11月7日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和5年11月8日	小田原市立病院の損害保険の満期情報	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和5年11月10日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年11月10日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和5年11月10日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和5年11月11日	特定事業に係る事業者と市との打合せ記録、予算計上額の算出根拠	環境保護課	市長	一部公開	
令和5年11月12日	特定事業に係る国及び事業者と市とのやりとりの記録、契約書	まちづくり交通課	市長	非公開	
令和5年11月12日	公営事業部事業課が、F1シャバンカップ加盟施行者協議会に対し、小田原市の令和5年度分担金100,000円を支出したことがわかる書類	事業課	市長	一部公開	2
令和5年11月15日	職員アンケート結果全容	職員課	市長	一部公開	1 4
令和5年11月15日	職員アンケート結果全容	消防総務課	消防長	一部公開	1
令和5年11月16日	職員アンケート結果全容	職員課	市長	一部公開	1 4
令和5年11月16日	職員アンケート結果全容	消防総務課	消防長	一部公開	1
令和5年11月16日	市長の米国渡航に関する職員による復命書等	産業政策課	市長	不存在	
令和5年11月16日	市長の米国渡航に関する職員による復命書等	産業政策課	市長	公開	
令和5年11月16日	道路後退用地事前相談審議カード	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年11月21日	境界確認報告書	土木管理課	市長	一部公開	1 3 5
令和5年11月21日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和5年11月21日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	取下げ	
令和5年11月21日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和5年11月21日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和5年11月22日	小田原市議会議会運営委員会の大坂視察に係る告発文	議会総務課	議会	存否応答拒否	
令和5年11月22日	おだわら森林ビジョンに係る業者の情報	農政課	市長	一部公開	2
令和5年11月24日	デジタルスタンプラリー落札業者の一次審査及び二次審査における採点結果詳細	観光課	市長	公開	
令和5年11月24日	境界査定経過報告書	土木管理課	市長	一部公開	1 2 5
令和5年11月29日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和5年11月29日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和5年11月29日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	取下げ	
令和5年11月29日	守屋市長の政治活動用事務所証票	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1 5
令和5年11月30日	職員アンケート結果全容	職員課	市長	一部公開	1 4
令和5年11月30日	道路位置指定同意書綴	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和5年12月1日	イノベーションラボの利用状況	未来創造・若者課	市長	公開	
令和5年12月1日	特定事業の会議録	健康づくり課	市長	一部公開	1
令和5年12月1日	共通物品品目明細書	契約検査課	市長	一部公開	2
令和5年12月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年12月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和5年12月5日	航空写真	資産税課	市長	公開	
令和5年12月7日	業務計画書	健康づくり課	市長	一部公開	1
令和5年12月8日	自治会長及び地区連合会長名簿	地域政策課	市長	一部公開	1
令和5年12月8日	発注工事の金入設計書等	農政課	市長	公開	
令和5年12月8日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和5年12月12日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和5年12月13日	出張命令簿、視察報告資料	総務課	市長	不存在	
令和5年12月13日	前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録	秘書課職員課	市長	公開	
令和5年12月14日	設計図書	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1
令和5年12月14日	議会の全委員会の行政視察資料等	議会総務課	議会	一部公開	1
令和5年12月15日	道路位置指定綴	建築指導課	市長	取下げ	

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和5年12月18日	小田原市立病院2階切り出し室に設置されている「光触媒環境浄化装置」「プッシュプル型換気装置付き切出し台」「プッシュプル型換気装置つき撮影装置」「カルモア製シルフィード2」流し台の上に設置してある局所排気装置に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年12月18日	小田原市立病院解剖室に設置されている「プッシュプル型換気装置付き撮影装置」に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年12月18日	排気能力検査についての文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年12月21日	職員アンケート結果全容	職員課	市長	一部公開	1 4
令和5年12月21日	職員アンケート結果全容	消防総務課	消防長	公開	1
令和5年12月21日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和5年12月22日	市議会の行政視察資料	議会総務課	議会	一部公開	1
令和5年12月26日	職員アンケート結果全容	職員課	市長	一部公開	1 4
令和5年12月26日	職員アンケート結果全容	消防総務課	消防長	一部公開	1
令和5年12月26日	出張命令簿、視察報告資料	総務課	市長	不存在	
令和5年12月27日	報道記事に対する対応等の資料	職員課	市長	一部公開	1 4
令和5年12月27日	報道記事に対する対応等の資料	職員課	市長	不存在	
令和5年12月27日	報道記事に対する対応等の資料	消防総務課	消防長	一部公開	1
令和5年12月27日	報道記事に対する対応等の資料	消防総務課	消防長	不存在	
令和6年1月5日	打合せ記録	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	1 4
令和6年1月5日	業務計画書、打合せ記録	ゼロカーボン・デジタルタウン推進課	市長	一部公開	1 2 4
令和6年1月9日	神奈川新聞社に送付した文書に関する文書等	総務課	市長	公開	
令和6年1月9日	神奈川新聞社に送付した文書に関する文書等	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	公開	
令和6年1月9日	神奈川新聞社に送付した文書に関する文書等	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	不存在	
令和6年1月9日	神奈川新聞社に送付した文書に関する文書等	産業政策課	市長	不存在	
令和6年1月9日	神奈川新聞社に送付した文書に関する文書等	産業政策課	市長	公開	
令和6年1月10日	居住表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年1月11日	ハラスメントに対する対応	職員課	市長	一部公開	1 4
令和6年1月11日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年1月11日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和6年1月12日	定例記者会見の音声データ	広報広聴室	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	保健給食課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	保健給食課	市長	非公開	4
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	水産海浜課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	水産海浜課	市長	非公開	4
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	生涯学習課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	生涯学習課	市長	非公開	4
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	非公開	4
令和6年1月16日	最低価格算定根拠	契約検査課	市長	取下げ	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	教育総務課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	建設政策課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	保育課	市長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	消防総務課	消防長	公開	
令和6年1月16日	発注工事の金入設計書等	保健給食課	市長	公開	
令和6年1月16日	最低価格算定根拠	契約検査課	市長	取下げ	
令和6年1月19日	商工会議所会館に関する使用賃借契約書	資産経営課	市長	一部公開	2
令和6年1月22日	政策監の業務内容	未来創造・若者課	市長	取下げ	
令和6年1月22日	訓示骨子	職員課	市長	公開	
令和6年1月22日	損害保険(共済)契約証券	保健給食課	市長	一部公開	2
令和6年1月22日	損害保険(共済)契約証券	経営総務課	市長	一部公開	2
令和6年1月23日	事前相談審議カード	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年1月23日	・自衛官募集対象者名簿シール提供にいたる決裁文書 ・同上の変更のきっかけとなった防衛省など国からの通知などの文書 ・市長宛、自衛隊協力神奈川地方本部長発出の「自衛官(等)の募集のために必要な募集対象者の提出について(依頼)」と回答例雛型 ・防衛省、総務書発出、市長あて通知「自営化の予備自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」 ・防衛省発出、市長宛依頼「自衛官募集の推進について」	総務課	市長	公開	
令和6年1月23日	・従来からの対応からの変更を検討・決定した会議録 ・市長から自衛隊協力神奈川地方本部長に提出した「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報について」の2020年度、2021年度、2022年度2024年度の回答。	総務課	市長	不存在	
令和6年1月23日	12月12日に市議会会議説明会で配布された資料等	議会総務課	議会	非公開	5
令和6年1月23日	12月12日に市議会会議説明会で配布された資料等	議会総務課	議会	存否応答拒否	
令和6年1月24日	職員アンケート結果全容	職員課	市長	一部公開	1 4
令和6年1月25日	ホームページ掲載文の差し替えが分かる文書	防災対策課	市長	公開	
令和6年1月25日	ホームページ掲載文の差し替えが分かる文書	防災対策課	市長	不存在	
令和6年1月29日	2023年7月1日から2023年12月31日に付定のあった居住表示付定処理簿と該当の居住表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年1月31日	相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年1月31日	プロポーサルの企画提案書	資産経営課	市長	一部公開	1 2
令和6年2月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年2月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和6年2月5日	健康増進拠点の基本構想づくりの委託業者との打合せの会議録	健康づくり課	市長	一部公開	1
令和6年2月6日	発注工事の金入設計書等	浄水管理課	市長	公開	
令和6年2月6日	発注工事の金入設計書等	水道整備課	市長	公開	
令和6年2月8日	ゼロカーボン・デジタルタウン事業に関し、25社を対象としたサウンディング調査を行った	ゼロカーボン・デジタルタウン推進課	市長	一部公開	1 2
令和6年2月8日	発注工事の金入設計書等	下水道整備課	市長	公開	
令和6年2月8日	発注工事の金入設計書等	農政課	市長	公開	
令和6年2月19日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和6年2月19日	小田原競輪開催業務等包括委託業務における文書	事業課	市長	公開	
令和6年2月19日	F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の会員であることにより必要となった支出に関する全ての書類	事業課	市長	一部公開	2
令和6年2月21日	道路位置指定同意書綴	建築指導課	市長	一部公開	1
令和6年2月22日	道路相談カード	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和6年2月27日	「小田原別邸料理 清閑亭」の契約内容や意思決定プロセスの網羅的なものが分かる書	文化政策課	市長	公開	1 2
令和6年3月1日	ゼロカーボン・デジタルタウンにおける財務省との交渉記録	ゼロカーボン・デジタルタウン推進課	市長	一部公開	3
令和6年3月1日	令和5年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算	広報広聴室	市長	一部公開	2
令和6年3月1日	小田原競輪で令和3年度から行われている「ニコニコ生放送」に関し、小田原市が保有する資料全て。	事業課	市長	公開	
令和6年3月1日	備蓄品を補充するための契約内容の分かるもの	防災対策課	市長	一部公開	2 4

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号			
令和6年3月1日	小田原競輪について、開催ごとの車検売り上げ額の内訳と入場者数のわかる資料。	事業課	市長	公開				
令和6年3月1日	令和2年度に小田原競輪の包括業務委託の対象となった全ての業務(平成30年度の4億9千万円の業務)について、平成30年度以降の開催ごとの個々の業務量のわかる資料。	事業課	市長	一部公開	2			
令和6年3月4日	湘南メンチ(てるちゃんメンチ)を小田原市長公認及び小田原市公認として決定したプロセスのわかる書類	総務課	市長	不存在				
令和6年3月4日	湘南メンチをnews every.で放送した後の市としての対応がわかる書面	商業振興課	市長	不存在				
令和6年3月9日	2023年7月27日から7月28日までの八尾市及び岸和田市への行政視察出張に関する次の情報 1.出張復命書(または出張報告) 2.旅費精算報告書 領収書(写)	議会総務課	議会	一部公開	1			
令和6年3月11日	・清閑亭の活用に向けた詳細協議に関する協定書 ・覚書、建築確認申請、建築概要書	文化政策課	市長	一部公開	2			
令和6年3月12日	ハルネ地下街の維持管理修繕における東海ビルメンテナンスとの契約内容等がわかる資料	商業振興課	市長	一部公開	2			
令和6年3月13日	発注工事の金入設計書等	道水路整備課	市長	取下げ				
令和6年3月14日	清閑亭利活用事業に関する資料一式	文化政策課	市長	一部公開	1	2		
令和6年3月14日	清閑亭利活用事業に関する資料一式	文化政策課	市長	不存在				
令和6年3月17日	民間提案制度清閑亭に関する文書	資産経営課	市長	一部公開	1	2		
令和6年3月17日	民間提案制度清閑亭及び豊島亭に関する文書	文化政策課	市長	一部公開	1	2	4	
令和6年3月17日	民間提案制度清閑亭及び豊島亭に関する文書	文化政策課	市長	不存在				
令和6年3月17日	民間提案制度豊島亭に関する文書	未来創造・若者課	市長	一部公開	1	2		
令和6年3月18日	境界確認報告書	土木管理課	市長	一部公開	1	2	5	
令和6年3月25日	火災調査報告書	消防総務課	消防長	取下げ				
令和6年3月25日	公共マス設置時期及び小田原市公共下水道施設設置基準	下水道整備課	市長	公開				
令和6年3月25日	公共マス設置時期及び小田原市公共下水道施設設置基準	下水道整備課	市長	不存在				
令和6年3月26日	農地部会議案	農業委員会事務局	農業委員会	公開				
令和6年3月28日	「指示案件・対応要望等」受付記録(土木管理課)	土木管理課	市長	一部公開	2			
令和6年3月28日	特定の職員の業者とのトラブル等に関する資料	職員課	市長	存否応答拒否				

個人情報開示請求処理台帳

<令和5年度>

請求日	個人情報の概要（運用状況報告用）	担当課	部局	決定	非開示 該当号
令和5年4月7日	特定事項を認定した事実に係る情報	障がい福祉課	市長	一部開示	2
令和5年4月12日	家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示	
令和5年4月12日	家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示	
令和5年4月14日	救急報告書	消防総務課	消防長	一部開示	2
令和5年5月1日	地籍境界調査票及び境界確定報告書	土木管理課	市長	一部開示	2
令和5年5月8日	固定資産の家屋評価図面	資産税課	市長	開示	
令和5年5月8日	請求者本人の氏名が記載されている戸籍証明書等	戸籍住民課	市長	開示	
令和5年5月17日	要介護（要支援）認定及び更新認定の際に作成された主治 医意見書、要介護認定調査票、要介護認定結果通知書	高齢介護課	市長	開示	
令和5年5月17日	主治医意見書作成用問診票	高齢介護課	市長	不開示（不存在）	
令和5年5月19日	1.生活保護を受けていた期間 2.生活保護が了承された理由	生活援護課	市長	開示	
令和5年5月19日	3.生活保護期間中受給した傷病手当金の開示文書	生活援護課	市長	一部開示	1
令和5年5月19日	4.その傷病手当金の受給額の使途	生活援護課	市長	不開示（不存在）	
令和5年5月25日	主治医意見書	高齢介護課	市長	一部開示	3
令和5年6月14日	特定の期間に発行された印鑑登録証明書のうち証明対象者 欄に開示請求者本人の氏名が記載されている印鑑登録証明 書交付申請書	戸籍住民課	市長	取下げ	
令和5年6月16日	名寄帳、納税証明書（固定資産税）	資産税課	市長	開示	
令和5年6月26日	要介護認定に係る介護保険認定申請書	高齢介護課	市長	一部開示	2 3
令和5年6月27日	主治医意見書	高齢介護課	市長	開示	
令和5年7月3日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和5年7月5日	要介護認定に係る主治医意見書及び要介護認定訪問調査票	高齢介護課	市長	開示	
令和5年7月19日	固定資産税の収納状況がわかるもの	市税総務課	市長	開示	
令和5年7月19日	名寄帳	資産税課	市長	一部開示	2
令和5年7月24日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和5年7月24日	救急報告書	消防総務課	消防長	一部開示	2
令和5年8月14日	課税状況	市民税課	市長	開示	
令和5年8月14日	名寄帳	資産税課	市長	一部開示	2
令和5年8月17日	市長への手紙	広報公聴室	市長	不開示（存否拒否）	
令和5年8月17日	議長あて提出された申立書類	議会総務課	議会	一部開示	2
令和5年8月17日	①児童扶養手当現況届 ②児童扶養手当に係る調書（開取り表） ③児童扶養手当に係る養育費等に係る申請書 ④その他令和4年度分児童扶養手当の支給決定に係る書類	子育て政策課	市長	一部開示	2
令和5年8月22日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和5年8月22日	主治医意見書・認定調査票	高齢介護課	市長	一部開示	3
令和5年8月23日	名寄帳	資産税課	市長	一部開示	2
令和5年8月23日	戸籍証明等	戸籍住民課	市長	一部開示	3
令和5年8月23日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和5年9月4日	火災調査報告書一式	消防総務課	市長	一部開示	2
令和5年9月13日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和5年9月13日	固定資産税の収納状況	市税総務課	市長	開示	
令和5年9月14日	工事に係る注文書、注文請書	浄水管理課	市長	開示	
令和5年9月14日	水道利用者であることがわかる書類	給排水業務課	市長	一部開示	3
令和5年9月22日	火災調査報告書	消防総務課	消防長	一部開示	2
令和5年10月13日	主治医意見書及び介護保険者証	高齢介護課	市長	開示	
令和5年10月17日	事業所に対する支給決定のお知らせ等	障がい福祉課	市長	開示	
令和5年11月7日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和5年11月7日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和5年11月13日	主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書	高齢介護課	市長	一部開示	2
令和5年11月13日	主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書	高齢介護課	市長	不開示（不存在）	
令和5年11月20日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和5年11月28日	主治医意見書及び要介護認定訪問調査票	高齢介護課	市長	一部開示	3
令和5年11月29日	ケース記録等	生活援護課	市長	一部開示	3
令和5年11月29日	ケース記録等	高齢介護課	市長	開示	
令和5年11月29日	ケース記録等	生活援護課	市長	不開示（不存在）	
令和5年11月29日	ケース記録等	高齢介護課	市長	一部開示	3
令和5年12月19日	会議資料及び会議録	職員課	市長	一部開示	2 7
令和5年12月20日	要介護認定の根拠資料	高齢介護課	市長	開示	
令和5年12月22日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和6年1月4日	印鑑登録交付申請書	戸籍住民課	市長	開示	
令和6年1月9日	主治医意見書及び要介護認定訪問調査書	高齢介護課	市長	一部開示	3
令和6年1月22日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和6年1月22日	印鑑登録交付申請書	戸籍住民課	市長	不開示（不存在）	
令和6年2月2日	印鑑登録交付申請書	戸籍住民課	市長	開示	
令和6年2月6日	名寄帳	資産税課	市長	一部開示	2
令和6年2月6日	住民異動届	戸籍住民課	市長	開示	
令和6年2月13日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和6年2月19日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和6年2月21日	診察記録及び画像	医事課	病院事業管理者	一部開示	1 2
令和6年2月28日	契約書	医事課	病院事業管理者	不開示（不存在）	
令和6年2月29日	ケース記録等	高齢介護課	市長	開示	
令和6年3月1日	出勤簿	経営管理課	病院事業管理者	開示	
令和6年3月4日	住民票写し等請求書等	戸籍住民課	市長	一部開示	1
令和6年3月14日	名寄帳	資産税課	市長	一部開示	2
令和6年3月21日	事業者からの事故報告書	高齢介護課	市長	開示	
令和6年3月22日	戸籍証明等請求書と住民票写し等請求	戸籍住民課	市長	一部開示	2
令和6年3月22日	戸籍証明等請求書と住民票写し等請求	戸籍住民課	市長	不開示	7
令和6年3月25日	救急報告書	消防総務課	消防長	一部開示	2